

表 BOI布告2/2557（2020年7月29日付）に基づく投資奨励対象業種リストの改定内容

業種	条件	恩典	備考（恩典の変更ポイント）
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	1．果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance) などの高度技術を使用する場合	A2	従来、高度技術の使用を条件に、A2恩典を付与。修正後は、高度技術を使用する場合／しない場合に分け、異なる恩典を付与
	2．種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティングなどの近代技術を使用する場合	A3	
	3．米の品質選別 - 高度技術を使用する場合 - 高度技術を使用しない場合	A2 B1	
1.15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造、もしくは農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物からの原料による製品の製造（加熱乾燥や天日干しなど生産工程が単純なものを除く）	—	A4	農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物からの原料による製品の製造を追加
1.19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍運輸	環境負荷の低い冷媒を使用していること。（Global Warming Potential(GWP) などの関係指標を判断基準とする）	B1	条件を詳細に追加、恩典は変更なし
1.22 動物用飼料または飼料成分の製造	<u>ケース1</u> 1. 奨励証書に記載の操業開始期限までに、ISO22000 やGlobal Food Safety initiative (GCSI)が承認する規格などの食品衛生基準を取得すること。 2. トレーサビリティシステムを有すること。 3. 法人税減免申請の際に、上記資格を申請中であることを要提示。	A3	条件を詳細に追加、恩典は従来はB1のみだったが、条件に応じて異なる恩典を付与
	<u>ケース2</u> 1. 奨励証書に記載の操業開始期限までに、HACCP、GMPなどの国際基準を取得すること。 2. 過去に動物用飼料または飼料成分の製造にかかる国際基準を取得していないこと。 3. トレーサビリティシステムを有すること。 4. 法人税減免申請の際に、上記資格を申請中であることを要提示。	A4	
	<u>ケース3</u> ケース1および2以外に該当する場合	B1	
7.31 スマートシティ地域開発事業	1. タイ国籍者が登録資本金の 51% 以上の株式を保有すること。 2. 光ファイバー（Fiber Optic）、公衆無線 LAN（Public Wifi）などのスマートシステムに対応できる通信インフラが揃っていること。 3. スマート環境（Smart Environment）サービスを提供し、以下の他の 6 つのスマートシステムサービスのうち少なくとも一つのサービスを提供すること。 ・スマートモビリティ（Smart Mobility） ・スマート人材（Smart People） ・スマート生活（Smart Living） ・スマート経済（Smart Economy） ・スマートガバナンス（Smart Governance） ・スマートエネルギー（Smart Energy） 4.情報収集および管理システムを有すること。スマートシティ域内でマネージメントやサービス提供のための情報の連携または共用をすること。（Open Data Platform） 5.投資奨励申請書提出の前に、投資委員会またはスマートシティ開発関係機関の同意を得ること。 6.地域開発の目的に合致する目標を設定し、実施すること。 7.地元住民の意見を受け入れる過程を有し、地元住民参加型の計画を提案すること。 8.法人所得税免除の対象となる収入は、委員会が同意したスマートシステムで開発された地域内での利用料でなければならない。 9.東部特別開発区（EEC）に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり法人所得税を 50% 減税する。	A2	従来は、7つのスマートシステムサービスが全て揃っている場合（A2）と揃っていない場合（A3）に分け、異なる恩典を付与していたが、変更後はA2に統一
7.32 スマートシティのシステム開発事業	1. 委員会が指定した以下スマートシティシステムサービスのうち一つまたは多数のサービスを開発、設置・据え付け、提供すること。 ・スマートモビリティ（Smart Mobility） ・スマート人材（Smart People） ・スマート生活（Smart Living） ・スマート経済（Smart Economy） ・スマートガバナンス（Smart Governance） ・スマートエネルギー（Smart Energy） ・スマート環境（Smart Environment） 2.スマートシティ開発関係委員会または機関が同意したスマートシティ開発のプロジェクトの一部として見做されること。 3.東部特別開発区（EEC）に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり法人所得税を 50% 減税する。	A2	従来は、7つのスマートシステムサービスが全て揃っている場合（A2）と揃っていない場合（A3）に分け、異なる恩典を付与していたが、変更後はA2に統一
1.24 植物工場(Plant Factory)	1.閉鎖空間での植物生産のために設計された室内で栽培を行うこと。 2.物理的育成環境（光度、温度、湿度、CO2濃度、ミネラル等）および生物的環境（水由来の病気や虫の発生、空調、作業員 等）を管理する環境制御システムを有すること。 3.トレーサビリティシステムを有すること。	A3	新規追加

（出所）BOI布告2/2557（2020年7月29日付）を基にジェトロ作成